

# 税務調査 やりたい放題へ

3月末  
「国税通則法」  
改悪ねらう

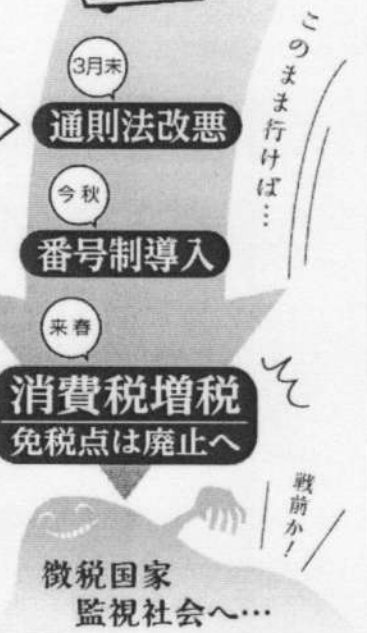
ひどすぎる!

民主党は「納税者の権利を守る法律を」と公約したのに、中身は正反対の「税務調査やりたい放題」法案を作ろうとしています(=「国税通則法」改悪)。今国会で法案成立、来年の調査から適用させるつもりです。

「番号制」導入も狙われています。消費税増税の前に「税金を取り立てやすい環境」を整備する目的です。自公政権でも出来なかったこんな大改悪を「国民が知らない間にこっそり」とは、絶対に許せません。

## どうなる税務調査？

- 1 調査期間** 無申告への調査と同じ5年って何でやねん! まともな理由もなしに延長なんて…。こんな長期の調査なんか耐えられません。  
現行 個人3年 → 改悪 5年に延長
- 2 記帳義務** 税務署が「不十分」と判断すれば、一方的に税額を決められるように。記帳は大切です。でも「上から強制」は間違いない。国会決議にも違反(注1)。  
現行 中小業者に配慮 → 改悪 全事業者を記帳義務化
- 3 帳簿書類** 「帳簿書類その他の物件」って範囲があいまい。これでは、税務署に言われるがまま。何でも見られて、何でも持って帰られちゃう。  
現行 必要範囲だけ調査、提出は任意 → 改悪 提示・提出が義務(罰則付き)
- 4 事前通知** 事前通知の「例外」を法律化して、逆にいくらかでも無予告調査が可能に。調査理由も伝えられず、これって「税務調査方針」(注2)に反しないの?  
現行 通知を励行 → 改悪 「通知なし」合法化
- (銀行・取引先への調査)  
**5 反面調査** 本人には反面調査を知らせず、取引先には調査範囲を示さず…。家族の分も含め、資料収集され放題。プライバシーよ、どこ行っちゃ?  
現行 必要な場合のみ → 改悪 本人には知らせず、好きなだけ調査
- 6 修正申告** 「修正申告」は納税者が決めること、それを「法的に強要できる」って意味わからん。しかも強要に屈したら、不服申し立ての権利まで奪われちゃう。  
現行 納税者の判断 → 改悪 税務署が強要
- 7 その他「再調査」** できる、罰則強化など、とんでもない法律が盛りだくさん…。



そのまま行けば…

戦前か!

徴税国家  
監視社会へ…

注1) 1994年付審決「申告納税制度の趣旨の通り、かつこれまでの経緯や納税者の実態に十分配慮し、小規模事業者に過大な負担とならないよう円滑な運用を図ること」  
 注2) 国税庁が定めた通達「事前通知の施行に努め、また税務調査は必要最小限にとどめ」と表記。

## ストップ改悪!

## 税務調査は「納税者の権利」守ってこそ



今の法律は「税額は納税者の確定申告で決まる」が前提です(=申告納税制度)。また、一般の税務調査は、あくまで「納税者の理解と協力を得て」行われるものです。しかし、今回の改悪案がとおると「税金は税務署が決めるもの」「いくらかでも好き勝手に税務調査できる」に変わります。全ての納税者を犯罪者扱いです。今求められるのは、税務署の違法調査への制限なのに、これでは世界の流れに逆行です。

民商といっしょに「国税通則法」改悪反対の声をひろげ、廃案させましょう!

# 民商

署名・ハガキ運動にご協力を

電話 011-281-2808

詳しくはwebで  
 札幌中部民商 ウェブ検索